

土地改良事業変更計画概要書

第1章 目的及び変更理由

本地区（A=(62.1)61.5ha）は、東広島市の中央に位置し、東西に約5km、南北に約2kmの中にある5つの谷沿いの農振農用地区域である。農業従事者の高齢化が進み、農作業が困難になっていく中で現況区画の小さいこと、用・排水路の不備、狭小道路が、集積・作業委託を進めるにあたり支障となっている。そこで、区画整理を行うことで農地集積を進めるための条件を整備し、地域農業をけん引する経営力の高い担い手への集積と育成に取り組むとともに、収益性の高い青ネギを導入することにより、農業競争力の強化を図る。

なお、今回の計画変更は、地区編入及び除外に伴う施行区域の変更に伴うものである。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在及び地積 ()は変更前 「単位：ha」

所 在	東広島市高屋町 高屋堀・高屋東・貞重・白市							
地 積	田	畑	山林	原野	その他	5条 7項	5条 6項	計
	(71.4) 71.4	(1.0) 0.7	(0.4) 0.3	(1.0) 1.0	(0.2) 0.1	(0.0) 0.2	(4.6) 4.8	(78.6) 78.5

2. 地域の現況

(1) 地形

本地区は、東広島市の中央に位置し、標高は210m～390mの区域である。地区には5つの谷があり、萩原川、2級河川入寺川のほか、準用河川が流れており、これに沿って農地が連なっている。また、県道のほか、幹線市道が走る。

(2) 土質及び土壌

高屋町は、中央部と南端に石英閃緑岩、北に流紋岩、南に花崗岩が分布する。地区の土壌は、灰色土壌が主で、一部強グライ土壌がある。

(3) 気象

東広島市は、県の中央部に位置し、年平均気温は約16度と比較的温かな気温である。また、年間降水量は1,500mm程度で、梅雨時期となる6月、7月に集中している。

(4) 水利状況

用水は萩原川・入寺川・準用河川・溪流等から取水しており、排水もそれらへの自然排水である。現況水路は用排兼用が多く、二次製品水路・土水路が混在し、田越しで用水を供給する農地もある。

(5) 営農状況 () は変更前

区 分	農家 戸数 「戸」	農家 人口 「人」	内 訳		一戸当たり		備考
			専業 「戸」	兼業 「戸」	田 「ha」	畑 「ha」	
東広島市	3,055	6,728	207	2,848	1.2	0.1	
受益地	(112) 114	(135) 126	0	(112) 114	0.6	0.0	

(6) 地域環境の概要

東広島市田園環境整備マスタープランでは、環境創造又は配慮区域に指定されており、貴重な動植物を施工区域で発見したら近くに移植・移動させるか、その生息域での騒音等に配慮し、必要に応じて工法検討を行うこととしている。

なお、現地調査の結果、施工区域及びその周辺では、植物について絶滅が想定される種があり、これらについては移植などによる保護対策の検討が必要となっている。また、動物等についても、10数種の希少種が確認されている。

第3章 基本計画

1. 工事計画の内容 () は変更前

地区名	工 種	数 量 及 び 規 模	備考
東高屋	整 地 工	A=61.5ha (A=62.1ha)	
	道 路 工	W=3.0~4.0m L=13.4km (L=13.0km)	
	用 水 路 工	KF200~450, ~BF500 L=8.6km (L=8.7km)	
	排 水 路 工	KF200~, PU300, ~DFⅡ800×600 DFⅡ1000×800~1200×800 L=2.9km (L=3.6km)	
	用排水路工	KF200~, BF300~, PU300, ~DFⅡ800×600 L=11.1km (L=10.4km)	
	暗渠排水工	A=22.4ha	

2. 地区を数区に区分して施行する場合にはその旨及び理由

本地区は、社会的・地理的条件を考慮し、大字高屋堀と大字高屋東の大字界を境界に行政区域を一換地工区とし、さらに、大字高屋東を二分割し、換地促進のため、3工区に区分する。

3. 地域環境への配慮

施工において、河川汚濁防止施設を設置し、工事区域からの濁水放流に配慮する。

現地調査の結果、施工区域及びその周辺では、植物について絶滅が想定される種があり、これらについては移植などによる保護対策の検討が必要となっている。動物等についても、10数種の希少種が確認されている。

また、工事着手後に保護すべき生物が確認された場合は、対応・工法について検討を行う。

第4章 工事又は管理の要領

事業により創設される道路・水路は、東広島市土地改良区が定款・規約等を定めて、良好な維持管理を行う。

第5章 換地計画の要領

1. 換地計画樹立の必要性

事業により基盤の整備を行い、もって農用地の集団化を図るため、公平で適切な換地の配分、並びに利害関係者の帰属及び公定のための換地計画を樹立する必要がある。

2. 換地計画樹立の基本方針

(1) 従前の地積の基準

換地交付の基準とする従前の土地の地積は、国土調査法による地籍調査に基づく登記が完了している土地にあつては、土地改良事業計画決定の日の登記簿地積とする。これ以外の土地にあつては、広島県の行う実測地積とする。

なお、国土調査に係る異議申出があつたときは、これを受け付けて対応を検討する。

(2) 農用地集団化の方法

区分 工区名	地帯別、グループ 別団地の指定	個人別換地の方法		
		位置の選択	一戸当り 目標団地数	区画畦畔 の取扱
堀 中筋 北 (各工区共通)	該当なし	母地集団化方式	おおむね1団地	移動畦畔 ア. 畦畔は配分面積 に応じて移動して 定める。 イ. アの畦畔の設定 にあたり短辺が10 m以下となるよう な設定はしない。

(3) 非農用地換地の方法

() は変更前

区分 工区名	種類	非農用地区域 の位置の概略	面積 (㎡)	換地の手法	その他
堀	宅地等	概ね従前の位置	180	特定用途用地	
		計画平面図による	410	異種目換地	
中筋	-	-	-	-	
	宅地等	概ね従前の位置	(240) 312	特定用途用地	
北	雑種地	概ね従前の位置	(95) 2,200	特定用途用地	

(4) 清算の方法

比例地積清算方式

3. 土地改良法第5条第6項に規定する国有地等の編入承認に係わる地積

() は変更前 「単位：㎡」

工区名	区分 種類	公 用 公 共 用 地				合 計
		国有地	県有地	市有地	計	
堀	道路			14,329.65	14,329.65	14,329.65
	水路	558.00		6,195.30	6,753.30	6,753.30
中筋	道路		(一) 583.80	(9,556.11) 10,116.21	(9,556.11) 10,700.01	(9,556.11) 10,700.01
	水路	(一) 153.70		(4,697.52) 4,772.52	(4,697.52) 4,926.22	(4,697.52) 4,926.22
北	道路			7,629.70	7,629.70	7,629.70
	水路			(2,819.05) 2,799.25	(2,819.05) 2,799.25	(2,819.05) 2,799.25
合計		(558.00) 711.70	(一) 583.80	(45,227.33) 45,842.63	(45,785.33) 47,138.13	(45,785.33) 47,138.13

第6章 費用の概算

¥ 2,499,000,000－ 「うち、地方事務費¥119,000,000－を含む」

第7章 効用

「単位：千円」

種 別	区 分	年総効果額	年増加農 業所得額
	<食料の安定供給の確保に関する効果> 作物生産効果	5,357	9,296
	<食料の安定供給の確保に関する効果> 営農経費節減効果	159,059	159,059
	<食料の安定供給の確保に関する効果> 維持管理節減効果	△638	△638
	<農業の持続的発展に関する効果> 耕作放棄地防止効果	16	
	<その他の効果> 国産農産物安定供給効果	906	
	計	164,700	167,717

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別紙のとおり